

認可外保育施設への公的支援拡充について

東 北 部 会 提 出
説明担当 気仙沼市

女性の就業率向上や共働き世帯の増加に伴い、子育て家庭における保育ニーズは多様化してきており、保育士の確保や保育施設整備の課題も含め、全国どこでも安心して子どもを産み育てられる環境整備が求められています。

特に昨今は、低年齢児保育、長時間保育のニーズが高まっており、認可保育所だけでは児童を受入れきれない状況も生じており、認可外保育所が待機児童の実質的な受け皿になっています。

現在、認可外保育施設に対しては、認可保育所、地域型保育事業所へ移行する場合、一定の公的支援が設けられていますが、少子化に伴う将来見通しや施設整備などの経営的不安などから移行が進んでいない状態にあり、都道府県や市町村で独自に支援制度を設けている場合があるものの、ほとんど公的支援がなされていません。

また、平成28年4月に幼児教育無償化に向けた段階的取組として、多子世帯等の保育料等の軽減拡充がなされましたが、認可外保育施設を利用している児童については、国の多子世帯等に対する保育料軽減制度の適用を受けることができず、平等な子育て家庭の経済負担軽減がなされているとはいえません。

よって、全国どこでも安心して子どもを産み育てられる環境整備を進めるため、次の事項に特段の措置を講じるよう要望します。

記

- 1 認可外保育施設に対する認可保育所・地域型事業施設への移行を促すための支援を強化するとともに、安全・安心な保育が確保されるよう、認可外保育施設に対しても施設環境整備や運営面で支援をすること。
- 2 国の多子世帯等の保育料等軽減制度の対象施設は、認可保育所、幼稚園、地域型保育事業所となっているが、ひとしく子育て家庭の経済負担を軽減するため、認可外保育施設も対象施設とすること。